長浦小学校 学校いじめ防止基本方針

＜いじめ防止等の対策に関する構え＞

学校は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止の対策を行う。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにする。

めざす子ども像

「笑顔で“できる”長浦っ子」

え 笑顔の力で つながる なかま【豊かな心】

が がんばれる わたしをわたしが つくるんだ【健やかな体】

お お互いの持ち味生かして高め合う【確かな学力】

いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当者、関係学級担任、必要に応じて当該事案の発見・対処に深く関わりのある教職員で構成する。

専門家・外部関係者

・民生児童委員
・SC
・SSW

育友会・地域との連携

○ 学級規模のいじめでは、いじめられている児童や保護者の意向を確認し、学級懇談会で事実を伝え、学校の指導への協力を求める。

○ プライバシーには配慮し、解決策を共に考えてもらう。

関係機関との連携

（警察、児童相談所、医療機関等）

○ 日常的に情報発信を行う。

○ いじめ発生の場合は、個人情報に留意しつつ、正確な情報提供を行う。

○ 協議に関する具体的な検討事項を学校として整理してから会議に臨む。

児 童 会

○ 児童がいじめ問題について当事者意識をもち予防していくことができるよう、望ましい集団活動を目標にする特別活動の充実を図り、よりよく生きるための自主性・自治性を育てる。

（いじめの定義） 第２条 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめの禁止） 第４条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（保護者の責務等） 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

いじめが発生した場合の対応　（フロー図）

いじめの情報

- ●いじめが疑われるような動きがあった場合
- ●いじめを発見した場合
- ●児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

↓

情報キャッチャー

- ●遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- ●一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

↓

担任・生活指導担当へ報告

→ 直ちに報告する　**教頭・校長への報告**

↓

- ●速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会 ⟷ **関係機関**

- ●「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導･支援体制を組む。
- ●犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

↓

被害児童への継続した支援

- ● 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- ● いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ● いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

↓

保護者への継続した支援と助言

- ●つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導･支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめ問題への取組

（学校及び学校の教職員の責務）第8条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

① いじめについての共通理解、研修。主観ではなく、法の定義の下、正確に認知していくこと。
② 教育活動全体を通した居場所づくり、絆づくり。
③ いじめを許さない、見過ごさない土壌づくり。
④ インターネットを通して行われるいじめの防止。
⑤ 家庭・地域との連携を密にし、より豊かな体験活動の充実。

いじめの早期発見～「いじめの芽」や「いじめの兆候」も見逃さず、組織的に対応する～

① 毎月の児童アンケート（心の天気）、定期的な個人面談等を行い、児童の悩みやいじめの実態をつかむ。
② 子どもが気軽に相談できる教育相談コーディネーター体制を充実させる。
③ 日常の児童の観察を行い、細かなことでも職員室で情報交換をし、必要に応じて記録する。
④ 保護者との面談をはじめ、家庭・地域との情報交換を密にし、児童の気になる言動やいじめの問題に対して、保護者がすぐに相談できる信頼関係を築く。

いじめに対する措置

① いじめについての事実確認
　〇必ず複数で対応・・・当該学級担任等及びいじめ対策委員会
　〇被害者・加害者、関係者から聞き取り、事実確認
② 組織で対応
　ア）指導指針や体制について協議（いじめ対策委員会）
　イ）協議した内容や対応経過について、全職員の共通理解の徹底
　ウ）チームで対応・指導
　エ）校外の関係者や専門機関との連携
　オ）いじめ解消後の継続的かつ注意深い観察や見守り
　カ）再発防止
③ 指導の結果、児童の変容を細心の注意を払って継続観察していく。

重大事態発生時の取組

【いじめ重大事態について】　　※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

（１）調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれや生じた疑いがあると認める場合

・児童生徒が自殺を企図　・身体の重大な傷害　・金品等の重大な被害

・精神性の疾患を発症　　・いじめを要因とした転校

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ、又はそのおそれや疑いがあると認める場合

・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて７日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

（２）重大事態の報告

〇重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

・学校→教育委員会→市長

（３）調査の主体

〇教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

（４）調査を行う組織

〇学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。ただし、構成員は公平性・中立性を確保できるようにする。

〇構成員については、事前に対象児童・保護者の了承を得る。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

〇対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合

・学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証する。

・対象児童の支援、関係児童の指導及び支援を確実に行う。

〇弁護士相談の活用

〇市に所属する専門的資格を有する職員への相談

〇重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を可能な限り時系列的に明確にする。

〇いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

・いじめられた児童から十分に事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。　・在籍児童や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行う。

・いじめた児童に対しては、調査による事実関係の確認にし、指導を行い、いじめ行為を止める。

〇いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（入院又は死亡した場合）

・いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

◎いじめられた児童が死亡した時の対応

・自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめのチェックリスト

1　いじめられている子どもが発するサイン

① 身体や体調

② しぐさや態度

③ 友達との関係

④ 生活面

2　学校での生活場面でのチェックポイント

① 学級の雰囲気

② 登校時や朝の会

③ 授業時間

④ 昼食時

⑤ 休み時間

⑥ 掃除や諸活動

⑦ 学級活動や班・係活動

⑧ 放課後

3　家庭でのチェックポイント

① 服装

② 持ち物

③ 金銭

④ 家庭学習

⑤ 態度やしぐさ

⑥ 身体や体調

⑦ 友人関係

4　いじめている子どもが家庭で出すサイン

① 持ち物

② 金銭

③ 態度やしぐさ

年間活動計画

月	活　動　内　容	月	活　動　内　容
毎 月	「心の天気」の実施（こころの時間） 児童理解の会 対応策の検討・整理	９月～10 月	・第３回代表委員会 「（生活面をよくするための課題）」
４月～ ５月	「いじめ防止基本方針の確認」 ・第１回代表委員会 「運動会を盛り上げよう」	11 月～12 月	「人権週間への取り組み」 「ハッピースマイル発表会」
６月～ ８月	・第２回代表委員会 「みんなが笑顔になる取組を考えよう」 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」 平和集会への取り組み	１月～３月	・第４回代表委員会 「６年生を送る会をしよう」 引継のための資料作り 引継ぎシート

様々な相談機関

相　談　窓　口	電話番号・メールアドレス	相談時間
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45～17:30 （月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00 （月～金）
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3725 LINE 相談あり	8:45～17:30 （月～金）
長崎こども・女性・障害者センター	095-844-6166	9:00～17:45（月～金）
子ども・家庭１１０番	095-844-1117	9:00～20:00（月～金）
長崎子ども・若者総合相談センター （ゆめおす）	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00（月～水、金） 10:00～18:00（土）
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日） 第１・３土曜日は 24 時間
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15　（月～金）
こどもの人権１１０番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30～17:15（月～金）
24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24 時間　（毎日）